高山農業振興地域整備計画の管理運営に関する事務取扱

（目的）

第1条　農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第8条の規定に基づく高山農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）のうち、法第13条による変更時の取扱いを定めることにより、整備計画の適正な管理運営に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条　次の各号に掲げる用語の意議は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 農用地　法第3条第1号に規定する土地をいう。

(2) 高山農業振興地域整備計画　法第8条第1項に規定する計画をいう。

(3) 農用地区域　法第8条第2項に規定する土地の区域をいう。

（整備計画の部分見直し）

第3条　村長は、経済事情の変動その他情勢の推移を勘案し、整備計画について次の事項について部分見直しを行う。

(1) 農地転用（以下「転用」という。）事案に係る農用地区域からの除外

(2) 農用地区域への編入

(3) 軽微な変更

（転用事案に係る農用地区域からの除外）

第4条　除外を希望する者（以下「申出人等」という。）は、事業計画のために農用地区域内の土地について農用地区域からの除外の必要がある場合、高山農業振興地域整備計画変更（除外）申出書（様式第1号。以下「除外申出書」という。）により、村長に申出する。

2　申出人等は、除外申出書に次の各号に掲げるものを添付する。

(1) 変更理由書（様式第2号）

(2) 案内図（位置図）

(3) 土地利用計画図（建物等の配置図）

(4) 全部事項証明書（申出地）

(5) 法務局等の公図（申出地及び隣接する土地）

(6) 委任状（代理人申請の場合のみ）

(7) 確約書（様式第3号）

(8) 土地所有者が共有名義の場合は、全員の同意書

(9) その他村長が判断に必要とする書類

3　村長は、除外申出書を参考として、次の事項の要件を全て満たしているかを確認し、整備計画の変更の可否について決定する。

(1) 除外する緊急性及び必要性があること（転用計画等が具体的である。）。

(2) 農用地区域以外に代替すべき土地がないものであること（当該土地利用の状況から、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要であるか、又はその規模が過大なものでないかを判断する。）。

(3) 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと（他用途の土地が介在することにより、高性能機械による営農や効果的な防除作業等に支障が生ずる場合及び小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、基盤整備や農地の流動化に支障が生ずる場合等）。

(4) 農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者（認定農業者等の担い手）に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。

(5) 農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと（土地改良施設、ため池や水路等に土砂、汚濁水などの流入等が予測されるとき等）。

(6) 当該変更に係る土地が土地改良事業等の施行に係る区域内の土地に該当する場合にあっては、事業等で工事が完了した年度の翌年から起算して8年以上経過している土地であること。

(7) 除外後、以下に該当し農地法（昭和27年法律第229号）による農地転用の許可を受けられると見込まれること。

ア　個人用住宅に転用する場合、敷地面積がおおむね一般住宅は500㎡、農家住宅1,000㎡以内であること。

イ　第1種農地の場合、不許可の例外に該当すること。

ウ　その他農地法の規制対象でないこと。

（農用地区域への編入）

第5条　申出人等は、法第３条に規定する農用地等を農用地区域への編入が必要である場合、高山農業振興地域整備計画変更（編入）申出書（様式第4号。以下「編入申出書」という。）により、村長に申出する。

2　申出人等は、編入申出書に次の各号に掲げるものを添付する。

(1) 案内図（位置図）

(2) 全部事項証明書（申出地）

(3) 法務局等の公図（申出地及び隣接する土地）

(4) 委任状（代理人申請の場合のみ）

(5) その他村長が判断に必要とする書類

（申出書の受付期間）

第6条　第4条の除外申出書の受付期間は、毎年2月末の閉庁日までとし、前条の編入申出書は、随時受付とする。ただし、国及び地方公共団体が行う事業並びに村長が特に必要かつ緊急を要すると認めた事業に係るものにあっては、その都度指定する期日までに提出するものとする。

（諮問、確認及び意見聴取）

第7条　村長は、第4条及び第5条の申出について、高山村農業振興地域整備促進協議会等に諮るとともに、高山村農業委員会並びに申出地を所管する土地改良区、農業協同組合及び森林組合ほか関係機関に意見聴取を行うものとする。

（農業振興地域整備計画変更の事務処理）第8条　村長は、第4条及び第5条の申出について、整備計画変更案を策定し、法及び農林水産省の「農業振興地域制度に関するガイドライン」並びに群馬県の「市町村が定める農業振興地域整備計画の策定及び変更に係る同意基準」に基づく事務処理を行う。

2　村長は、整備計画変更案について県からの同意を得て、整備計画の変更を行い、同時に以下のとおり通知等をする。

(1) 申出に沿う整備計画の変更を行う場合には、申出人等にその旨通知する。

(2) 申出に沿う整備計画の変更を行わない場合又は県が同意しない場合には、申出人等に対し速やかにその理由を付した文書により回答する。

（軽微な変更）

第9条　申出人等は、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第9条で定める農用地区域内の土地を農業用施設の用に供する等の軽微な変更の必要がある場合、高山農業振興地域整備計画変更（軽微変更）申出書（様式第5号。以下「軽微変更申出書」という。）により、村長に申出する。

2　申出人等は、軽微変更申出書に次の各号に掲げるものを添付する。

(1) 案内図（位置図）

(2) 土地利用計画図（建物等の配置図）

(3) 全部事項証明（申出地）

(4) 法務局等の公図（申出地及び隣接する土地）

(5) 委任状（代理人申請の場合のみ）

(6) その他村長が判断に必要とする書類

3　村長は、整備計画を変更する場合、法第12条の公告縦覧を行い、同時に申出人等に通知をする。ただし、変更を行わない場合、申出人等に対し速やかにその理由を付した文書により回答する。

（申出の取下げ）

第10条　第4条、第5条及び前条の申出後に取下げの必要が生じた場合、高山農業振興地域整備計画変更申出取下書（様式第6号）を村長に提出すること。

（農用地区域への再編入）

第11条　村長は、次に掲げる場合において、申出を参考として変更した農地を再度農用地区域に再編入することができる。

(1) 除外申出書に故意による虚偽の記載があると認められる場合

(2) 転用事案に係る農用地区域からの除外後、転用手続が行われない等（容認後2年以内に利用目的どおり行われない土地）事業の緊急性及び必要性が認められない場合